

## 5章 誘導施設

### 1 基本的な考え方

(1) 日常生活に必要な施設の考え方

(2) 中心市街地における高次都市機能を提供する

施設の考え方

### 2 日常生活に必要な誘導施設の設定

### 3 届出制度について

## 1 基本的な考え方

誘導施設（都市機能誘導区域に維持・確保すべき施設）は、人口減少・超高齢社会においても、郊外部を含めた広域的な地域生活圏全体の居住者の生活利便性を維持するために、都市機能誘導区域内に維持・確保しておく、日常生活に必要な施設です。

本市における誘導施設は、市政アンケートや市民懇話会の結果、及び熊本都市圏の発展などを踏まえ、以下の施設とします。

- 1) 人口減少・超高齢社会においても、郊外部を含めた広域的な地域生活圏全体の居住者の生活利便性を維持するために、都市機能誘導区域内に維持・確保しておく、日常生活に必要な施設
- 2) 本市の中心市街地は熊本都市圏の中心として、質の高い芸術・文化、幅広い交流等を提供する役割を担っていることから、熊本都市圏全体の魅力や都市活力の向上を図る高次都市機能を提供する施設

### （1）日常生活に必要な施設の考え方

第2次熊本市都市マスタープラン地域別構想において示された【地域拠点に求められる都市機能】を基本として誘導施設を設定します。

市政アンケートや市民懇話会では、身近に欲しい日常生活サービスとして、商業、医療、金融施設が多く、次いで公共、教育文化、子育て支援、高齢者福祉施設を求める声をいただきました。

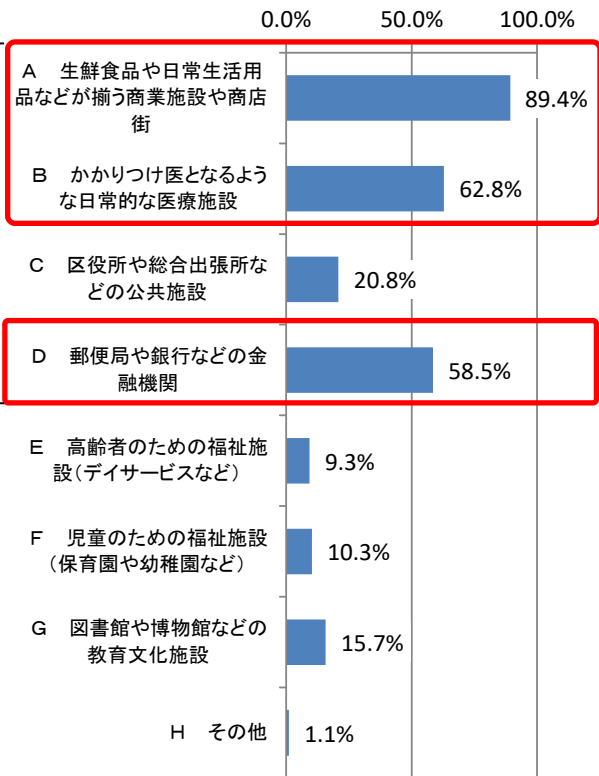
日常生活に必要な機能としては、これら全てが想定される場所ですが、市民の多くが求める商業、医療、金融施設を誘導施設として位置づけます。

その他、公共施設、教育文化施設等の付加的サービス施設や、高齢者福祉施設、子育て支援施設等については、今回は誘導施設として位置付けは行わないものの、これらの施設も都市機能誘導区域内に立地されることで、その施設を必要とする人にとっての暮らしやすさは維持・確保されることから、今後、都市機能誘導区域などの生活利便性が高いエリアへの立地について、関係機関等と連携を図っていきます。

(市政アンケート結果 N=2,068)

問. 車を使わずに行けるところにどのような日常生活サービスがあれば、生活しやすいですか？

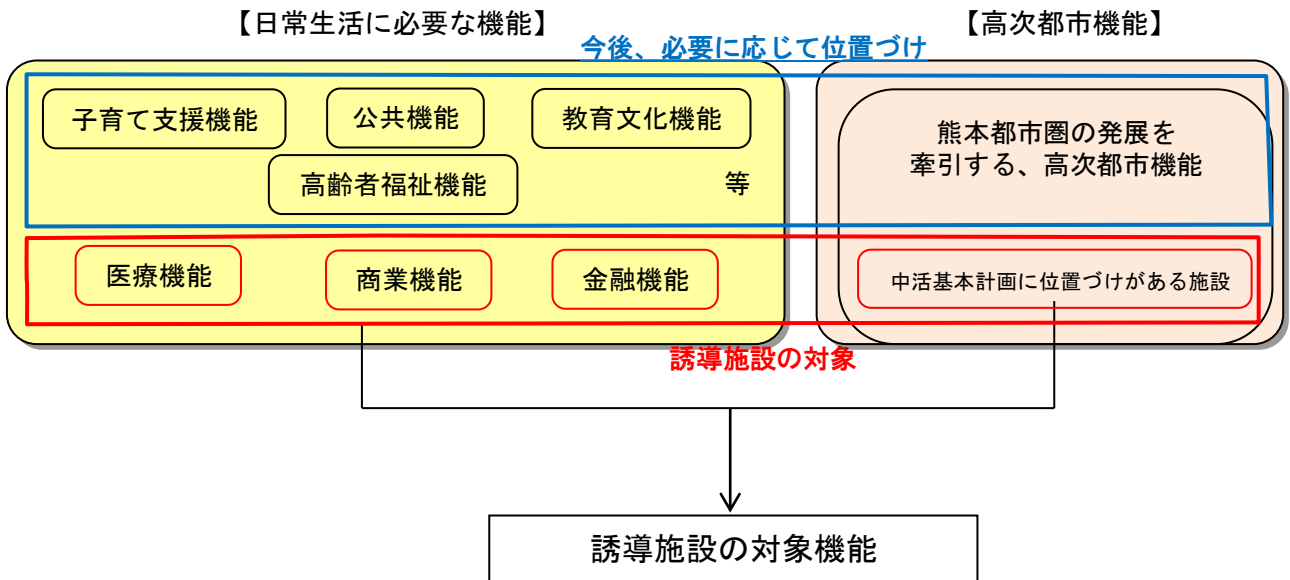
都市マスタープランに定める  
【地域拠点に求められる都市機能】



(2) 中心市街地における高次都市機能を提供する施設の考え方

質の高い芸術・文化を活かした広域交流を推進するため、中心市街地活性化基本計画(熊本地区)において位置付けた、熊本都市圏全体の魅力や都市活力の向上を図る高次都市機能を提供する以下の施設を誘導施設とします。

- ・市が設置する大規模ホール※：熊本城ホール
  - ・市が設置する博物館法第2条第1項に基づく施設：熊本市立博物館
- (※大規模ホールは客席数 1,000 席以上を有する多目的ホール)



## 2 日常生活に必要な誘導施設の設定

全ての都市機能誘導区域内に各機能 **1 施設は維持・確保** しておく、日常生活に最低限必要な誘導施設は以下のとおりとします。

都市機能誘導区域には存在しないが、徒歩・自転車で移動可能な範囲の 800m 圏内に当該機能を有する施設は補完施設（誘導施設が持つ機能を補完する施設）とします。なお、コンビニエンスストアは金融機能を担う施設となるため、800m 圏内にあれば、金融機能を補完する施設とします。

機能	誘導施設	補完施設 (誘導施設が持つ機能を補完する施設)	
商業機能	生鮮食料を取り扱う、店舗面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上の商業施設（共同店舗・複合施設等含む）		800 m 圏内で都市機能誘導区域外にある当該機能を有する施設
医療機能	内科、外科・整形外科、小児科、歯科を診療科目とする、病院、診療所 ※医療法（以下、法とする）第 1 条の 5 第 1 項に定める病院、法第 1 条の 5 第 2 項に定める診療所		
金融機能	入出金可能な銀行等 ※銀行法第 4 条に基づく免許を受けて銀行業を営む銀行（政策投資銀行を除く）、信用金庫法第 4 条に基づく免許を受けて金庫事業を行う信用金庫及び信用金庫連合会、労働金庫法第 6 条に基づく免許を受けて金庫事業を行う労働金庫及び労働金庫連合会、農林中央金庫法に基づく農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫法に基づく商工組合中央金庫	コンビニエンスストア	

※商業機能について店舗面積 1,000 m<sup>2</sup>以上としているのは、大規模小売店舗立地法に基づく届出、手続きにより、周辺への配慮が行われる施設であるため。なお、共同店舗等により店舗面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上となるものを含む。

※公共機能については関係証明書が入手可能な行政サービス施設を第 2 次熊本市都市マスタープラン地域別構想にて【地域拠点に求められる都市機能】としているが、現在コンビニエンスストアでの関係証明書発行システムを構築中であるため、本計画における誘導施設には含めない。

誘導施設（維持）・誘導施設（確保）・補完施設の考え方は、以下のとおりです。

- ・ 800m 圏内に現在立地している施設で、かつ、都市機能誘導区域内に立地している施設は、“誘導施設（維持）”と位置づけます。
- ・ 800m圏内に現在立地している施設で、都市機能誘導区域外に立地している施設は、徒歩自転車圏内にあるため、“補完施設”（誘導施設が持つ機能を補完する施設）と位置づけます。
- ・ 800m圏内に金融機能が立地していない場合、800m圏内にコンビニエンスストアがあれば“補完施設”（誘導施設が持つ機能を補完する施設）と位置づけます。
- ・ 800m圏内に商業機能及び医療機能が立地していない場合、“誘導施設（確保）”と位置づけます。
- ・ 800m圏内に金融機能が立地していない場合、かつ、800m圏内にコンビニエンスストアが立地していない場合、金融機能を“誘導施設（確保）”と位置づけます。

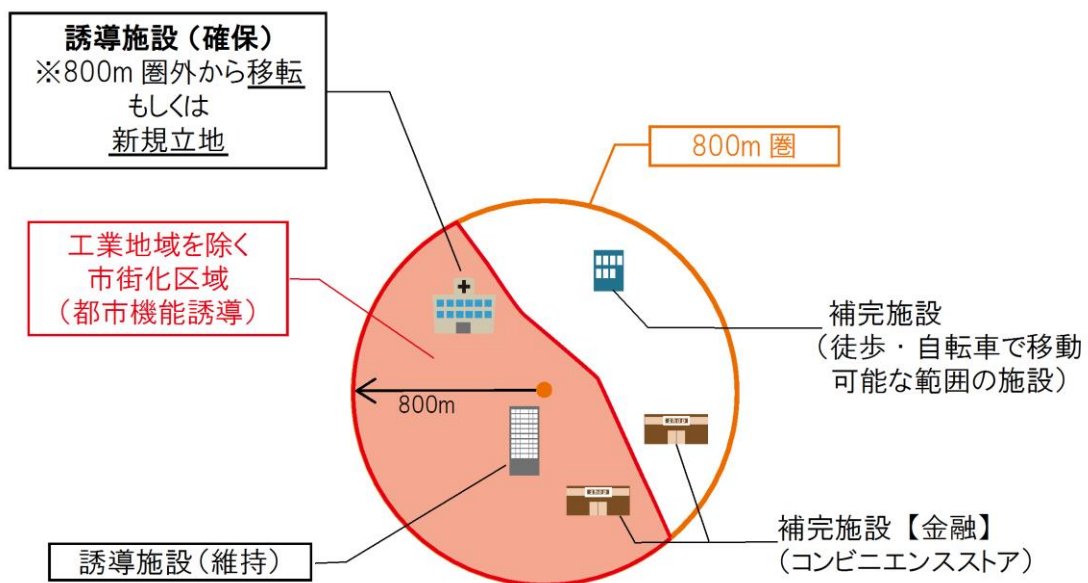
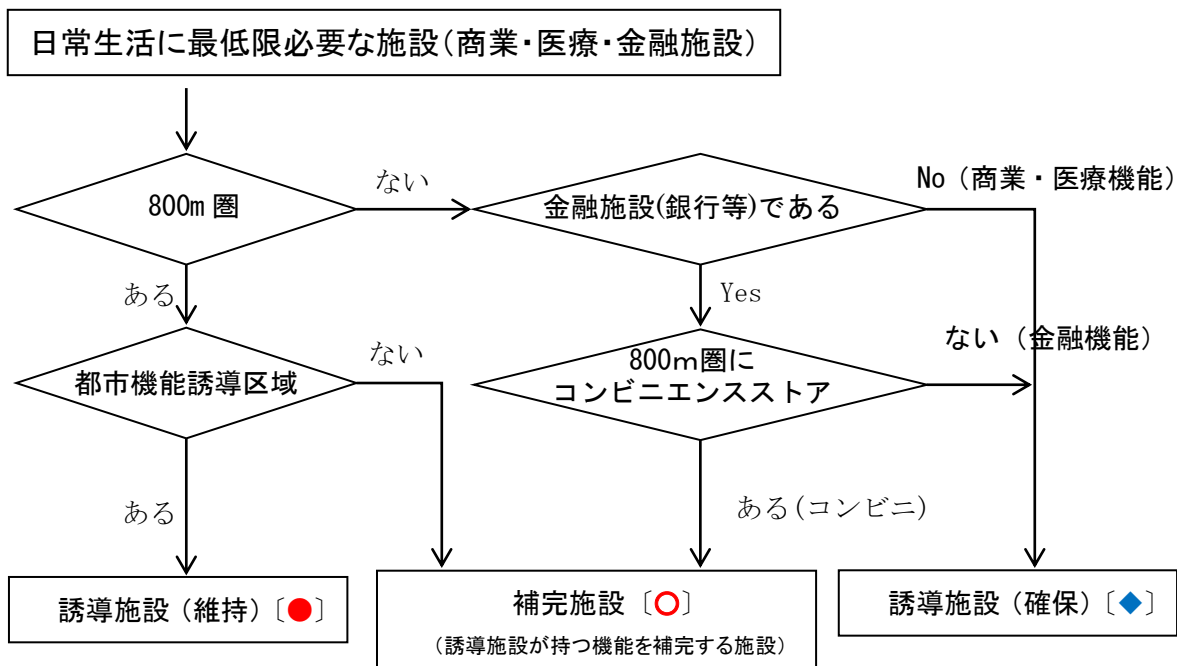


図 誘導施設の設定イメージ図

## 5章 誘導施設

800m 圏ごとに誘導施設を整理した結果は以下のとおりです。

都市機能誘導区域名	商業機能	金融機能	医療機能			
			内科	外科 整形外科	小児科	歯科
植木地区	●	●	●	●	●	●
北部地区	◆	●	●	●	●	●
楠・武蔵ヶ丘地区	●	●	●	●	●	●
八景水谷・清水亀井地区	●	●	●	●	●	●
子飼地区	●	●	●	●	●	●
長嶺地区	●	●	●	●	●	●
水前寺・九品寺地区	●	●	●	●	●	●
健軍地区	●	●	●	●	●	●
平成・南熊本地区	●	●	●	●	●	●
刈草地区	●	●	●	◆	●	●
富合地区	◆	●	●	○	◆	○
城南地区	●	●	●	●	●	●
川尻地区	●	●	●	●	●	●
城山地区	●	●	●	●	○	●
上熊本地区	●	●	●	●	●	●

〔●〕：誘導施設(維持)

〔◆〕：誘導施設(確保)

〔○〕：補完施設

都市機能誘導区域名	高次都市機能	商業機能	金融機能	医療機能			
				内科	外科 整形外科	小児科	歯科
中心市街地	●熊本城ホール ●熊本市博物館	●	●	●	●	●	●

〔●〕：誘導施設(維持)

〔◆〕：誘導施設(確保)

〔○〕：補完施設

誘導施設の「維持」「確保」の考え方は、以下のとおりです。

	誘導施設の「維持」「確保」の考え方
<b>誘導施設(維持)</b> ●	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市機能誘導区域内に、現在、立地している誘導施設は、「誘導施設(維持)」に位置づけ、将来にわたって当該都市機能誘導区域内でその機能を維持するための施策を検討します。</li> </ul>
<b>誘導施設(確保)</b> ◆	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市機能誘導区域内に、現在、立地していない誘導施設は、「誘導施設(確保)」に位置づけ、誘導施設(確保)が都市機能誘導区域内に立地するための支援施策を検討します。</li> </ul>
<b>補完施設</b> ○	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市機能誘導区域外に立地しているが、800m圏内に立地している施設は、当該機能を補完する「補完施設」に位置づけます。</li> <li>800m圏内に金融機能が立地していない場合で、800m圏内にコンビニエンスストアがあればコンビニエンスストアを“補完施設”に位置づけます。</li> <li>都市機能誘導区域内に無い補完施設が都市機能誘導区域内に移転する場合等は、支援施策を検討します。ただし、コンビニエンスストアへの支援は行いません。</li> </ul>

### 3 届出制度について

本計画区域内の都市機能誘導区域外における誘導施設（維持）、誘導施設（確保）の立地動向を把握するため、都市機能誘導区域外で誘導施設（維持）、誘導施設（確保）を有する建築物の建築行為又は開発行為を行おうとする場合には、都再法第一〇八条に基づく届出が義務付けられています。

一体的な建築行為又は開発行為が行われる土地であって、都市機能誘導区域と市街化調整区域を含む場合は、届出が必要になります。

#### ○開発行為

誘導施設（維持）・誘導施設（確保）を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合。

#### ○開発行為以外

- ① 誘導施設（維持）・誘導施設（確保）を有する建築物を**新築**しようとする場合
- ② 建築物を**改築**し誘導施設（維持）・誘導施設（確保）を有する建築物とする場合
- ③ 建築物の**用途を変更**し誘導施設（維持）・誘導施設（確保）を有する建築物とする場合

